

保育施設の認可に伴う意見聴取について

1 意見聴取の根拠法令

- ・子ども・子育て支援法第31条第2項により、市長は、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第72条第1項の審議会に意見を聴かなければならない。

2 概要

(1) 該当施設

- ・施設名 黒須保育所
- ・所在地 入間市宮前町8番18号
- ・法人名 社会福祉法人 樹人会
- ・定員 90名

(2) 位置図



(3) 経緯

- ・平成元年4月に市から委託を受け、公設民営保育所として運営を開始した。
- ・平成18年4月から指定管理委託を受け、引き続き公設民営保育所として運営
- ・令和6年4月1日から民設民営(民間)保育施設として運営開始予定
- ・過去5年間児童数を見ても年々減少し、令和4年度以降在籍児童数が60人を下まわっていることから、民間保育園への移行に合わせて新たに現状に合わせた利用定員とする。

【利用者数の推移】(各年4月1日の入所児童数)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	増減
令和5年度	1人	7人	9人	14人	9人	15人	55人	▲1人
令和4年度	3人	8人	11人	8人	15人	11人	56人	▲6人
令和3年度	2人	8人	9人	15人	10人	18人	62人	▲8人
令和2年度	3人	8人	16人	11人	18人	14人	70人	▲2人
令和元年度	2人	12人	12人	17人	16人	13人	72人	—

(4) 民間保育園移行後の事業概要

- ・既存施設を活用。増改築及び補助金申請なし。
- ・施設名 (仮称) 黒須保育園
- ・利用定員 60名

区分	3号認定			2号認定			
年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
変更前定員	4人	5人	9人	24人	24人	24人	90人



変更後定員	2人	6人	10人	13人	14人	15人	60人
増減	▲2人	1人	1人	▲11人	▲10人	▲9人	▲30人

(5) 今後のスケジュール(予定)

- R5.12.1 埼玉県へ認可申請書提出
- R6.2初旬 県児童福祉審議会(通称認可部会)に諮る
- R6.3.31 認可